

#### 1 歴史的風致の維持及び向上の意義

##### (1) 歴史に育まれてきた伝統文化・産業文化の継承と発展

京都は、長い歴史の中で、優れた文化芸術を生み出し、これを重層的に蓄積し、また、創造的に継ぎ足しながら、全国に類のない、「厚み」のある文化芸術を形成してきた。京都において、それは、単に、一時の享楽を人々にもたらし都市に飾りを添える、多々ある都市の特性のうちの一つとして存在してきたのではなく、市民の暮らしに根を下ろし、都市の営みとともに創造・蓄積を繰り返してきた都市の本質に関わる要素であった。そのことは、文化芸術への深い理解と愛着を有し、暮らしに取り込みながら、その創造・蓄積を支えてきた京都の人々の高い見識と誇りによって培われ、文化芸術は「都市の力」であり続けてきた。

京都の伝統産業は、「ものづくり都市・京都」の基幹産業として新たな産業を生み出し、また、ぬくもりのある工芸品、高度な技術により制作される衣装や道具等、市民の暮らしに潤いを与えるとともに、時代を超えて受け継がれてきた京都の伝統行事を支え、茶道、華道、能、狂言などの伝統文化など日本人が築き上げてきた様々な文化を支えてきた。

そして、歴史に培われた伝統工芸品である「京もの」は、匠の技に支えられた優れた品質、デザインを誇り、全国や世界から高い評価を受けるだけでなく、現代の先端産業にも大きな影響を与え続けている。

歴史的風致を維持向上させることは、「都市の力」の源であり、長い歴史に育まれてきた京都の伝統文化や伝統産業、さらには日本文化そのものを守り育てるという意義がある。

##### (2) 生活文化やまちづくり文化の継承と発展

京都では、快適な暮らしを享受する豊かな生活文化が歴史的に形成されるとともに、生活文化の質の良さを充足する生業が発展してきた。生業の発展の一部は京町家などの空間へ還元され、さらに豊かな空間が生まれて高い生活文化が構築されるという循環が成り立っていた。

そして、京都の人々は、1200年を超える歴史のなかで、自らの生活を自らの責任で律する自治の伝統を大切に守る自立性の高い、「まちづくり文化」とも言える文化を育み、磨きあげてきた。

歴史的風致を維持及び向上させることは、地域のコミュニティの担い手である居住者等が愛着と誇りを持って暮らすまちをつくとともに、伝統に裏打ちされた優れた生活文化やまちづくり文化を守り、育てるという意義がある。

### (3) 木の文化の継承と発展

京都は、温暖で多湿な気候に加え、里山とその後背に位置する豊かな森林に囲まれるという立地条件を京都人の知恵により活かし、自然と共生する「木の文化」を育んできた。

日本の建築文化は「木と紙の文化」と言われるように、古くから、木と人々の暮らしとは密接に関わりを持ち、漆器、木工品、竹細工等の工芸品から町家建築、神社仏閣などの建造物まで、先人達は森林から得られる木材を暮らしの中で活かし、無駄なく利用し、伝統行事とも密接な関係を保ちながら木づくりの文化やすまいの文化を守ってきた。

そして、木材を生み出すこれらの山々は、四季折々に美しい表情を見せ、京都の人々の美意識を育み、この美意識が京都の洗練された建築文化、伝統文化を育んできた。

京都の歴史的風致を維持向上させることは、木造の寺社や京町家の町並み、さらにはその中で育まれてきた暮らしや伝統文化、伝統産業などの京都のまちの特性を高めるとともに、「木の文化」の中心である森林の活用にもつながり、古くから培ってきた京都の人々の環境にやさしい生活様式、洗練された自然と共生する京都の「木の文化」を守り育てるという意義がある。

### (4) 歴史都市・京都の魅力や個性の向上

京都は、市街地の三方をなだらかで緑豊かな山々に囲まれ、鴨川や桂川をはじめとする清流が流れ、四季折々に美しい自然に恵まれている。

その中で、1200年を超える悠久の歴史とわが国を代表する洗練された文化が育まれ、寺社や京町家などの歴史資産が数多く市内に残っている。

そして、この美しい自然と歴史資産を舞台に、京都の人々の暮らしや生業、伝統文化、伝統行事などが営まれ、京都らしい風情ある歴史的風致を形成している今、これらのことが、京都固有の都市の価値となっている。

京都の歴史的風致の維持・向上を推進することが、京都の独自性（京都ブランド）をより一層確固たるものにし、居住者や交流人口の増加、優れた人材の集積、地場産業・観光産業・知識産業等への投資の増大につながり、京都の魅力や個性などの付加価値を高めることとなる。そのことにより、誰もが「住み続けたいまち」「住んでみたいまち」そして、「訪れたいまち」になる。

## 2 歴史的風致の維持向上に関するこれまでの取組

京都市では、京都の優れた景観を保全・再生するため、市民・事業者の協力の下、これまで様々な制度を駆使しながら取組を行ってきた。

これらの良好な景観の形成に関する取組により、自然・歴史的景観、市街地景観、歴史的な建造物の保全やそれらが一体となって形成する歴史的な町並み、そして景観の重要な構成要素である視界に入るすべての景観が重なり合って織り成す「景色」、「風景」である眺望や借景の保全を図っている。これらは『歴史的風致』の定義にある「地域におけるその固有の歴史と伝統を反映した人々の活動」が行われる「歴史上価値の高い建造物及び周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地環境」の維持向上に寄与してきたと言える。以下にこれまでの取組を挙げる。

### (1) ゾーニング規制による景観の保全

#### ア 建築物の高さ規制

大正8年（1919）に制定された市街地建築物法、そして、それを受け継いだ昭和25年（1950）制定の建築基準法により、建築物の高さの最高限度が住居地域は20m、それ以外の用途地域は31mと規定されていた。

しかし、昭和45年（1970）の建築基準法の改正によって、高さ10mの制限を除いて、同法に基づく建築物の高さの最高限度の規制が容積率制の導入とともに廃止された。それを受けて京都市では、昭和48年（1973）に市街地景観と住環境の保全を図ることを目的として、市街地の大半に都市計画法に基づく高度地区を指定し、引き続き建築物の高さの規制を行うこととした。

その後、平成8年（1996）の美観地区や風致地区等の区域の拡大に併せて、山すそ部の住宅地や一部の幹線道路沿道について高さの最高限度を20mから15mに引き下げを行うなど、地区の特性に応じた高さ規制の見直しを行ってきた。

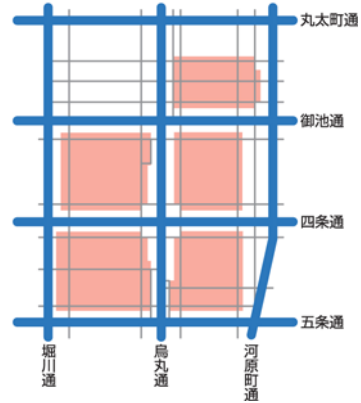
平成15年（2003）には歴史的市街地内の職住共存地区において、高さが20mを超える建築物について、隣地の通風等の改善のための隣地斜線制限や通り景観を整えるため、道路に面する高さセットバックした絶対高さを段階的に定めた。

平成19年（2007）には旧市街地（歴史的市街地）のほぼ全域と山裾部の住宅地や幹線道路沿道、市街地西部及び南部の工業地域など、市街地の概ね3割以上の区域で高さ規制を引き下げた。特に歴史的市街地内の職住共存地区は、京町家の町並みが多く残り、その中で伝統的な暮らしや生業が営まれ、祇園祭をはじめとする伝統文化が継承されており、こういった京都らしいヒューマンスケールの都市空間の良さを継承するため、高さを31mから15mに引き下げる思い切った見直しを行った。

### 職住共存地区とは

職住共存の形態を維持しながら、長らく京都の都市活力を中心となって支えてきた地区のことをいい、その範囲は都心商業地の幹線道路（東西：御池通（一部夷川通）・四条通・五条通、南北：河原町通・烏丸通・堀川通）に囲まれた内部の地区で、容積率の上限が400%に指定されている区域をいう。

※図中の赤色着色範囲



高度地区面積＜平成20年11月27日現在＞

14,493ha（市街化区域面積の96.7%）

## イ 自然・歴史的景観の保全

京都の自然景観は、三方を山々に囲まれ、その内部に川筋のある特徴的なものがあり、このような盆地景は先人たちが原風景として捉えてきた京都の景観の基盤ともいうべきものである。また、その山並みと、山ろく部を中心に点在する著名な寺社や史跡等の歴史的資産が、相互に重なり合うことで風情豊かな歴史的景観を生み出している。

この優れた自然的、歴史的景観を保全するために、京都市では大きく、風致景観の維持、歴史的風土の保存、自然風景の保全、緑地の保全という4つの観点から、それぞれ基本方針を定め、それに基づく各制度を定めて活用してきた。

### (7) 風致地区（都市計画法）

京都は、明治維新の頃から山林の保護に努め、明治4年（1871）に京都府が「稚松抜取禁止」を布達したのをはじめ、明治10年代に入り、共有林の養成などの植林の奨励や濫抜禁止などの山林保護、育成の施策を次々と出し、この施策が自然景観保護の大きな

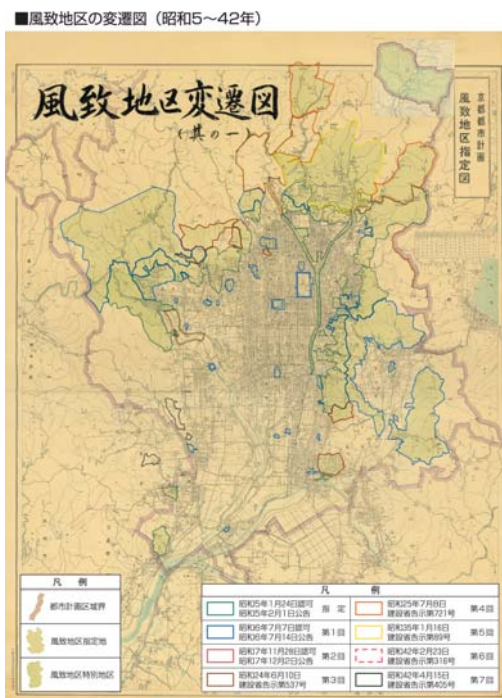


図3-1 風致地区の変遷図

力となった。

大正11年(1922)には、京都を「公園都市」として位置付け、「公園都市」として発展していくために必要な地域として市街地周辺の山を大きく取り込む都市計画区域を設定した。山は、そこに点在する名勝地とともに、都市計画のなかに捉え、計画という行為を通してその整備を図った。そうした方向性を明確にしたのは昭和5年(1930)に指定した風致地区である。この風致地区の設定によって、面的かつ一体的な保護の網がかけられた。この指定以来、数度の指定区域の拡大を経て、現在に至るまで、都市における風致の保全を図ってきた。

また、平成8年(1996)に改正した京都市風致地区条例に基づき、風致の維持に関する基本方針等を定めた風致保全計画を策定し、地区ごとにきめ細かな風致の保全を図ってきた。

平成19年(2007)には山麓部にある世界遺産及び二つの離宮等の周辺地域にある既成市街地について、風致地区を拡大した。また、風致地区内に特別修景地域を創設し、特にきめ細かな制限が必要な世界遺産や離宮等の周辺など、景観上配慮が必要な地域に指定し、保全を図っている。

#### 風致地区の面積

平成21年8月現在

|        | 種別面積 (h a) |           |           |           |           |
|--------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
|        | 第1種<br>地域  | 第2種<br>地域 | 第3種<br>地域 | 第4種<br>地域 | 第5種<br>地域 |
| (17地区) | 約14,946    | 約1,274    | 約1,113    | 約163      | 約442.1    |
| 合計     | 約17,938.1  |           |           |           |           |



写真3-1 嵐山渡月橋(風致1種)



写真3-2 大覚寺 参道(特別修景地区)

#### (イ) 歴史的風土保存区域 (古都保存法)

昭和30年代から昭和40年代前半にかけての高度経済成長期における開発の波は京都にも押し寄せ、京都市の双ヶ岡の開発問題が一つの契機となり、奈良市、鎌倉市の協力体制の下、特別法制定の動きが活発化した。そして、昭和41年(1966)に古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(いわゆる「古都保

存法」)が制定された。この法律に基づき、歴史的資産が集中する山ろく部や市街地の背景を成す三方の山並みなど、恵まれた自然環境と一体をなして特色ある歴史的風土を形成している区域を歴史的風土保存区域に指定した。京都市は、その中で特に枢要な地域を歴史的風土特別保存地区として都市計画に定め、平成8年(1996)には歴史的風土特別保存地区の指定区域を大幅に拡大し、五山の送り火を含む京都盆地周辺の山すそ部のほぼ全域を特別保存地区に指定し、歴史的風土の保存を図ってきた。

**歴史的風土保存区域及び歴史的風土特別保存地区の面積**

平成21年8月現在

| 区 域               | 面積(h a) |
|-------------------|---------|
| 歴史的風土保存区域(14区域)   | 約8,513  |
| 歴史的風土特別保存地区(24地区) | 約2,861  |



写真3-3 桃山(歴史的風土保存区域)

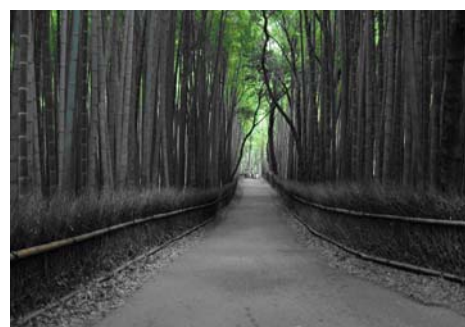


写真3-4 嵯峨野の竹林と竹穂垣  
(歴史的風土特別保存地区)

**(ウ) 自然風景保全地区(京都市自然風景保全条例)**

バブル経済等をきっかけに、京都において景観の混乱や都市魅力の減退が深刻さを増し、新たな対応が迫られた。そのため、まちづくりや町並み景観の在り方などの基本的な指針を策定することを目的に平成3年に「土地利用と景観対策のためのまちづくり審議会」を設置した。この審議会からの答申では、京都盆地を取り巻く三山とその山麓部を「自然・歴史的景観保全地域」と位置付けるなど保全・再生・創造が調和する土地利用と景観対策を求めるものであった。

この答申を受け、緑地の保全には十分に対応できないそれまでの風致地区制度を補完するため、凍結的な保存制度ではない新たな条例として京都市自然風景保全条例を平成7年(1995)に制定した。この条例に基づき、市街化調整区域の大半を自然風景保全地区に指定し、市街地の背景として眺望される緑豊かな山並みなどの自然風景の保全を図っている。



自然風景保全地区の種別及び面積

平成21年8月現在

| 種 別         | 面積 (h a) |
|-------------|----------|
| 第1種自然風景保全地区 | 約14,250  |
| 第2種自然風景保全地区 | 約11,530  |



写真3-5 鞍馬地区(第1種自然風景保全地区)



写真3-6 善峰寺地区(第2種自然風景保全地区)

(イ) 特別緑地保全地区(都市緑地法等)

都市近郊や市街地における緑地については、近畿圏の保全区域の整備に関する法律に基づき、都市及び都市近郊における樹林地のうちで相当規模の面積を有し、無秩序な市街化のおそれのある区域が近郊緑地保全区域に指定されている。京都市は、その中で特に重要な地域を近郊緑地特別保全地区とし、都市計画に特別緑地保全地区として定め、近郊緑地の保全を図ってきた。また、都市緑地法に基づき、吉田山などの無秩序な市街化の防止等のために適切に保全する必要がある緑地を、都市計画に特別緑地保全地区として定め、都市における緑地の保全を図ってきた。

近郊緑地保全区域及び特別緑地保全地区(近郊緑地特別保全地区を含む)の面積 平成21年8月現在

| 区 域                     | 面積(h a) |
|-------------------------|---------|
| 近郊緑地保全区域                | 約3,333  |
| 特別緑地保全地区(近郊緑地特別保全地区を含む) | 約238    |



写真3-7 吉田山特別緑地保全地区



写真3-8 小塩山近郊緑地特別保全地区

## ウ 歴史的町並み景観の保全・再生

悠久の歴史の中で培われた伝統と文化。それを基盤として生み出された京町家等の伝統的建築物。そして、これらによって形成される歴史的町並み。京都市はこの日本の歴史・文化そのものとも言うべき財産を次世代に継承していくため、昭和47年以来、京都市独自の制度を創設するとともに、伝統的建造物群保存地区等の国の制度を活用し、市街地の町並み景観の保全・再生に努めてきた。

### (7) 伝統的建造物群保存地区（文化財保護法）

市街地における景観の維持，向上を図るため，昭和47年（1972）に京都市市街地景観条例を制定した。この条例は市街地景観の保全施策をはじめ総合的に制度化したものである。この条例において，京都の特色ある伝統的な町並み景観の保全・修景を推進するため，京都市独自の制度として，特別保全修景地区制度を創設した。昭和50年（1975）に文化財保護法が改正され，伝統的建造物群保存地区制度が創設されると，京都市では，特別保全修景地区に指定していた産寧坂地区，祇園新橋地区（昭和51年）を改めて同法に基づき，伝統的建造物群保存地区に指定するとともに，その後嵯峨鳥居本地区（昭和54年），上賀茂地区（昭和63年）を順次指定し，伝統的な建造物により構成される町並みの保存を図ってきた。

#### 伝統的建造物群保存地区の面積

平成21年8月現在

| 名 称              | 面積（h a） |
|------------------|---------|
| 産寧坂伝統的建造物群保存地区   | 約 8. 2  |
| 祇園新橋伝統的建造物群保存地区  | 約 1. 4  |
| 嵯峨鳥居本伝統的建造物群保存地区 | 約 2. 6  |
| 上賀茂伝統的建造物群保存地区   | 約 2. 7  |
| 合計               | 約14. 9  |



写真3-9 産寧坂地区



写真3-10 上賀茂地区



写真3-11 嵯峨鳥居本地区



写真3-12 祇園新橋地区



#### (イ) 歴史的景観保全修景地区・界わい景観整備地区（京都市市街地景観整備条例）

平成7年（1995）には、市街地の美観の維持・向上を推進し、歴史的な町並み景観や建造物の保全を進めるため、従来の「京都市市街地景観条例」を、「京都市市街地景観整備条例」として全面改正を行った。

この改正では、美観地区の種別を2種から5種に拡充するとともに、京都市独自の取組みとして、町並みの保全・整備を図る地区指定制度を創設した。一つは、まとまりのある街区を単位として、京町家等の歴史的な建築様式の町並みを保全・整備することを目的とする「歴史的景観保全修景地区」の制度で、もう一つは、歴史的な建造物や近代的な建造物などが混在する中で地域の景観をリードする建造物の外観を保全・修景し、賑わいのある地域特色豊かな町並み景観の整備を図る「界わい景観整備地区」の制度である。これらの地区指定制度により地域の景観特性や生活文化に応じた保全・再生・整備を図った。

これらの地区は、平成19年（2007）以降、京都市独自の条例から、景観法に基づく景観地区の認定制度に移行し景観の保全を図っている。平成21年8月現在、3地区を歴史的景観保全修景地区に、7地区を界わい景観整備地区に指定している。

#### 歴史的景観保全修景地区の面積

平成21年8月現在

| 名称                  | 面積（ha） |
|---------------------|--------|
| 祇園縄手・新門前歴史的景観保全修景地区 | 約 1.8  |
| 祇園町南歴史的景観保全修景地区     | 約 10.2 |
| 上京小川歴史的景観保全修景地区     | 約 2.1  |
| 合計                  | 約 14.1 |

#### 界わい景観整備地区の面積

平成21年8月現在

| 名称              | 面積（ha）  |
|-----------------|---------|
| 伏見南浜界わい景観整備地区   | 約 25.0  |
| 三条通界わい景観整備地区    | 約 7.0   |
| 上賀茂郷界わい景観整備地区   | 約 22.0  |
| 千両ヶ辻界わい景観整備地区   | 約 37.0  |
| 上京北野界わい景観整備地区   | 約 9.0   |
| 西京樫原界わい景観整備地区   | 約 18.0  |
| 本願寺・東寺界わい景観整備地区 | 約 26.5  |
| 合計              | 約 144.5 |



写真3-13 上京小川地区  
(歴史的景観保全修景地区)



写真3-14 伏見南浜地区  
(界わい景観整備地区)



写真3-15 三条通地区  
(界わい景観整備地区)

#### (ウ) 京都市伝統的景観の保全に係る防火上の措置に関する条例

京都の市街地は、広く防火地域又は準防火地域に指定されているため、町家の増築や建替え等を行う場合、建築基準法の防火規定が適用されることで、伝統的な意匠を継承することが困難な状況にある。この問題に対応するため、平成14年(2002)に「京都市伝統的景観保全に係る防火上の措置に関する条例」を制定した。

その趣旨は、歴史的な町並みを保全する必要があるとして都市計画の変更により防火地域又は準防火地域でなくなった地区を「伝統的景観保全地区」と位置づけ、当地区の建築物について改めて条例で防火上の措置を規定するものである。規制内容は、地区内の建築物を歴史的な景観保全に資するものとそうでないものに分け、前者については伝統的意匠を損なわない範囲で安全面を確保するための独自の防火規定を定める一方、後者については防火地域又は準防火地域と同等の規定を課している。

現在、伝統的景観保全地区に指定されているのは、祇園町南側一帯となっている。

#### (エ) 歴史的細街路の維持のための建築基準法第42条3項の活用

京都には狭い道を挟んで町家が軒を接するように建ち並んでいる場所がある。これらの町家を建て替える場合、町家そのものについて不燃化等が求められるばかりでなく、道についてもいわゆる2項道路として建築基準法第42条2項の適用を受けるため、その中心線から2mの位置まで道路を拡幅しなければならない。

しかし、これらの規定を適用すると、軒や壁の連なりに不連続が生じ、独特の情緒豊かなたたずまいが失われることになる。

そこで、京都市では、建築基準法第42条3項の道路指定制度を細街路における町並み保全のために積極的に活用することとした。その第1号の事例は、祇園町南側地区で、地区内の道路のうち幅員4m未満の道路を「歴史的細街路」と位置づけ、3項道路指定を行い、道路の拡幅を行わなくてもよいこととした。

この指定と合わせて、建築基準法第43条の2に基づき「京都市歴史的細街路にのみ接する建築物の制限に関する条例」を平成18年(2006)に制定した。この条例は、道路拡幅の規定を緩和することによって、主に火災時の消防活動及び避難に影響が生じると考えられるため、建築物について制限を付加することにより、町家や地域の安全性を高め、それがひいては町並みの保全をより確かなものにしていくということを意図しており、道路指定制度と合わせ、京都らしい細街路の維持・継承に努めている。

## エ 市街地景観の保全・再生・創出

京都は自然的・歴史的資産に恵まれた歴史都市であると同時に約147万人の市民が生活を営み、また伝統産業や時代の最先端をいく産業の盛んな大都市でもある。そのような大都市としての都市機能を備えつつも、自然的・歴史的資産と調和する市街地景観を形成していくことが重要である。

京都市では国の制度を活用することと併せて京都市独自の制度も創設し、市街地景観の保全・再生を図ってきた。

### (7) 美観地区(景観地区)

昭和47年(1972)から美観地区の指定制度を活用し、御所、二条城など大規模な歴史的建造物とその周辺地域や鴨川河畔、鴨東地域などを「美観地区」に指定し、京都市の独自の条例と組み合わせることによって、建築物等のデザインについての基準を定め、市街地景観の維持・向上に努めてきた。

バブル期の土地投機を踏まえて、平成7年(1995)には、きめ細かい景観やまちづくりを誘導するため、種別基準を細分化し、翌年には、京都固有の歴史的景観を継承している旧市街地の京都らしい町並み景観の整備に焦点を当て、西陣や伏見旧市街地などの地域を含む地区指定の拡大を行った。

平成17年(2005)の景観法の施行に伴い、美観地区は景観地区に移行し、平成19年(2007)からは歴史的市街地(おおむね昭和初期には市街化していた北大路通、東大路通、九条通、西大路通に囲まれた地域)を、50年後、100年後の京都の将来を見据えた歴史都市・京都の景観づくりの重点区域と定め、これまでの美観地区の指定に加え、京都にふさわしい新たな景観の創出を目的とした美観形成地区を新たに設けた。

併せて、地区の景観特性を生かした建築物等のデザイン基準とするため、種別基準から地区別基準に改めた。

#### 美観地区、美観形成地区面積

平成21年8月現在

| 景観地区名 | 面積(ha)  |
|-------|---------|
| 美観地区  | 約 2,354 |

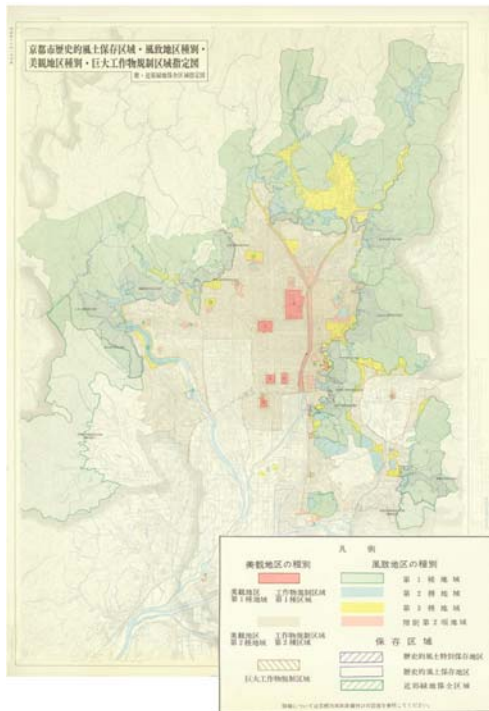


図3-2 市街地景観条例における地区指定図  
(昭和48年(1973))

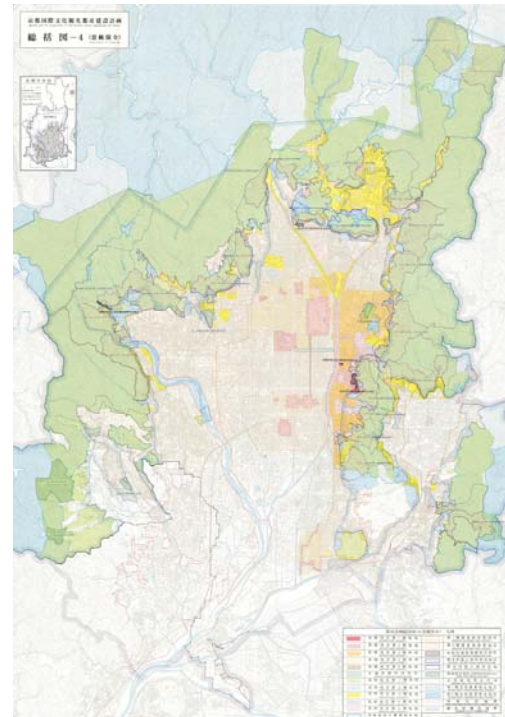


図3-3 市街地景観整備条例における地区指定図  
(平成7年(1995))

|        |          |
|--------|----------|
| 美観形成地区 | 約 1, 077 |
| 合計     | 約 3, 431 |

#### (イ) 建造物修景地区・沿道景観形成地区

昭和47年(1972)に制定した京都市市街地景観条例において、市街地景観に大きな影響力を持つ巨大工作物の建設を規制する巨大工作物規制区域を広範囲にわたって指定した。その後、平成7年(1995)に全面改正した京都市市街地景観整備条例において、この巨大工作物規制区域を建造物修景地区に変更し、工作物だけでなく建築物も規制対象とし、美観地区以外の市街地各所の景観の特色を持つ地域において京都らしい町並み景観を整えることを目的とする制度として、市域の広範囲にわたる指定を行い、届出制度により、デザイン等の指導・誘導を行ってきた。

また、道路の整備と一体になって市街地景観の整備を図る沿道景観形成地区制度を創設し、御池通地区(木屋町通から堀川通までの沿道)において、地権者等を交えた整備計画の策定により沿道景観の形成を図ってきた。

平成17年(2005)の景観法の制定を受け、景観計画を策定し、建造物修景地区は景観計画区域に移行した。平成19年(2007)には景観計画区域の拡大を行い、良好な景観の形成のための行為の制限を定め、市街地景観の創出を図っている。

## 建造物修景地区面積

平成21年8月現在

| 地区名     | 面積 (h a) |
|---------|----------|
| 建造物修景地区 | 約 8, 581 |

## オ 屋外広告物の規制

屋外広告物は都市の景観を構成する重要な要素の一つであることから、都市の景観の維持及び向上を図るとともに公衆に対する危害を防止するため、京都市域においては昭和24年から京都府屋外広告物条例により、また、昭和31年(1956)からは、屋外広告物法に基づいて、京都市屋外広告物条例を定め、この条例に基づいて屋外広告物の規制及び誘導を行い、京都に相応しいデザインの屋外広告物が表示されるよう努めてきた。

この長い歴史を持つ、本市の広告物行政を更に進めるため、平成8年(1996)には、屋外広告物条例の全部改正を行い、全国で初めて、窓ガラスなどの内側に表示される広告物についても規制を加えるなど、広告物規制の強化を行った。また、伝統的建造物群保存地区等では、地域特性に応じた規制を行うなどの制度を充実させた。

また、平成15年(2003)には条例の一部改正を行い、これまで規制されていなかった電車、バス、トラック等の車体を利用する「車体広告」を規制の対象とした。

さらに、平成19年(2007)には、新景観政策の一環として、地域の景観特性や高さ・デザイン規制の見直しに対応した規制となるよう、規制区域の種別を細分化し、従前の基準の見直しを行った。新たな基準では、良好なスカイライン形成のために屋上屋外広告物を市内全域で禁止、また点滅式や可動式の照明を使用した屋外広告物も市内全域で禁止した。また、これに併せ、違反屋外広告物に対する指導の強化を図るとともに、優良な屋外広告物の設置を誘導するために、支援制度として、表彰制度、特例許可制度、助成制度を設けた。



写真3-16 伝統的建造物群保存地区内の屋外広告物



写真3-17 京都の町並みに調和した屋外広告物の例



**屋外広告物規制区域等面積**

平成21年8月現在

| 区 分          | 面積 (h a) |
|--------------|----------|
| 屋外広告物規制区域    | 約79,040  |
| 屋外広告物等特別規制地区 | 約19.6    |

**カ 眺望景観の保全・創出**

京都の眺望や借景は、歴史的な建造物、河川等の自然環境、そして、三方の山並み等が一体となって優れた景観を構成する眺望や、比叡山等の遠くの景観要素を庭園の眺めに取り込み、一体的な景観として捉える借景等、視界に入る全ての景観が重なって織り成す「景色」、「風景」として捉えることができ、京都の景観を構成する重要な要素となっている。また、この眺望景観は、長い歴史の中で京都の人々の共通の楽しみとして生活文化に根付いてきたものであり、見る側の文化的背景や感性も含まれたものとして、総合的に捉えることができる。

これらのうち、世界遺産の境内からの眺めや「大文字」などの五山の送り火の眺めなど38箇所の眺めを選定し、それらの優れた眺めを将来にわたって保全するため、京都市では、全国でも初となる眺望景観に関する総合的な仕組みを持つ「京都市眺望景観創生条例」を平成19年(2007)に制定した。

この条例は、視点場から視対象への眺め、そして、同時に視界に入る市街地の美しさ等を守っていくための基準を定め、眺望景観の保全・創出を図っている。特に、視点場から視対象への視線を遮る建築物が建たないよう建築物の最高部の位置を規制している。これは、建築基準法の高さ規制が地盤面からの高さ規制であるため、地盤面の位置が変動し、建築物の海拔からの高さの変動しても「建築物の高さ」の数値は変わらず、海拔からの高さを規制できないからである。このため、条例では建築物の最高部の位置を海拔からの標高により規制することとした。

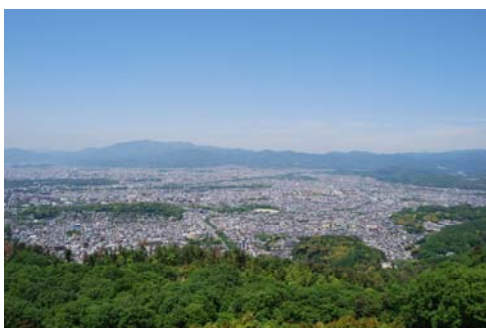


写真3-18 見下ろしの眺め(大文字山から市街地)



写真3-19 しるしへの眺め(賀茂川右岸からの大文字)

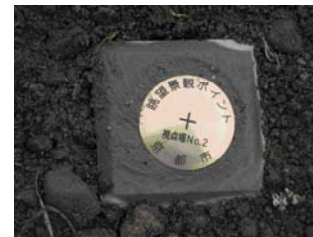
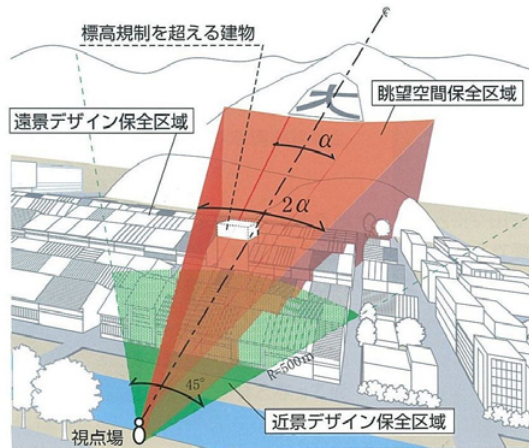


写真3-20 眺望景観ポイント(視点場)

図3-4 眺望景観保全区域の概念図

### 8つの眺めと保全区域の種別

| 眺めの種類              | 保全すべき眺望景観・借景   | 保全区域 |    |    |
|--------------------|--|------|----|----|
|                    |  | 眺望空間 | 近景 | 遠景 |
| 境内の眺め<br>〈17箇所〉    | (1) 賀茂別雷神社(上賀茂神社), (2) 賀茂御祖神社(下鴨神社),<br>(3) 教王護国寺(東寺), (5) 醍醐寺, (6) 仁和寺, (7) 高山寺,<br>(8) 西芳寺, (9) 天龍寺, (10) 鹿苑寺(金閣寺), (12) 龍安寺,<br>(13) 本願寺, (14) 二条城, (15) 京都御苑, (17) 桂離宮 |      | ○  |    |
|                    | (4) 清水寺, (11) 慈照寺(銀閣寺), (16) 修学院離宮   |      | ○  | ○  |
| 通りの眺め<br>〈4箇所〉     | (18) 御池通, (19) 四条通, (20) 五条通,<br>(21) 産寧坂伝統的建造物群保存地区内の通り   |      | ○  |    |
| 水辺の眺め<br>〈2箇所〉     | (22) 濠川・宇治川派流, (23) 疏水   |      | ○  |    |
| 庭園からの眺め<br>〈2箇所〉   | (24) 円通寺   | ○    | ○  | ○  |
|                    | (25) 渉成園   |      | ○  |    |
| 山並みへの眺め<br>〈3箇所〉   | (26) 賀茂川右岸からの東山, (27) 賀茂川両岸からの北山<br>(28) 桂川左岸からの西山   |      | ○  |    |
| 「しるし」への眺め<br>〈7箇所〉 | (29) 賀茂川右岸からの「大文字」, (30) 高野川左岸からの「法」,<br>(31) 北山通からの「妙」, (32) 賀茂川左岸からの「船」,<br>(33) 桂川左岸からの「鳥居」,<br>(35) 船岡山公園からの「大文字」「妙」「法」「船」「左大文字」                                       | ○    | ○  | ○  |
|                    | (34) 西大路通からの「左大文字」   | ○    | ○  |    |
| 見晴らしの眺め<br>〈2箇所〉   | (36) 鴨川に架かる橋からの鴨川,<br>(37) 渡月橋下流からの嵐山一帯  |      | ○  |    |
| 見下ろしの眺め<br>〈1箇所〉   | (38) 大文字山からの市街地  |      | ○  | ○  |

※ 眺望空間：眺望空間保全区域，近景：近景デザイン保全区域，遠景：遠景デザイン保全区域

## **(2) 文化芸術、伝統産業の振興に関するこれまでの取組**

### **ア 文化芸術振興の取組**

京都市では、平成8年（1996）に「京都市芸術文化振興計画」を策定し、更に平成15年（2003）には、同計画の更なる推進を図るため「京都市芸術文化振興計画推進プログラム 芸術文化の都づくりプラン」を策定するなど、これまでから、文化芸術振興の長期的な指針のもとに文化芸術振興の積極的な取組を推進してきた。

平成19年（2007）からは京都文化芸術都市創生計画に基づき、文化芸術の一層の振興を図ってきた。

### **(7) 総合的な文化芸術振興の取組の推進**

平成12年（2000）に「京都芸術センター」を開設し、芸術家等の文化芸術活動の支援、市民等への文化芸術情報の発信、芸術家と市民の交流などの取組を行ってきた。今日、この「京都芸術センター」では、毎年、現代から伝統まで様々なジャンルの文化芸術事業、ジャンル間の触発融合を目指した事業、アーティスト・イン・レジデンス（芸術家等が一定期間国内外の他の都市に居住し、その都市の歴史や文化に感化を受けながら作品を制作・発表する試み）など200以上の事業を行い、6万人以上の人々が鑑賞・体験している。

### **(4) 芸術家の育成や活動支援の推進**

若い芸術家の支援策として、概ね1年間の活動に資するための奨励金を支給し、飛躍を促す「京都市芸術文化特別奨励制度」を平成12（2000）年度に創設し、平成21年度までに21組の有望な芸術家を支援してきた。また、京都市立芸術大学に大学院美術研究科博士課程を設置するなど、芸術家の育成を図っている。

### **(4) 市民の文化芸術鑑賞の促進や活動の振興**

京都の寺院・神社や京都コンサートホールなどまち全体を舞台に、多彩な催しを秋に集中的に行う「京都文化祭典」を平成16（2004）年度から実施しており、期間中約70万人（平成20年度）の市民・観光客を集めている。また、京都市交響楽団の演奏会、京都薪能、市民狂言会、市民寄席を開催している。

### **(4) 文化芸術環境の向上**

京都会館や京都市美術館、京都コンサートホール等の施設に加え、京都市美術館別館や右京ふれあい文化会館の開館などにより文化芸術環境の向上を図っている。

### **(4) ボランティア活動の活性化**

「文化ボランティア制度」の創設（平成14年度）による、文化芸術を支える市民のボランティア活動の活性化を図っている。

## イ 伝統産業振興の取組

京都市では、各種産業振興事業に積極的に取り組み、平成18（2006）年からは京都市伝統産業活性化推進計画に基づき、伝統産業の一層の活性化を図っている。

### (7) 業界団体の事業等に対する支援

明治以降、同業組合、工業組合、商業組合、協同組合などの業界団体が実施する各種の振興事業や展示会、見本市等に対する支援を開始するなど、伝統産業の振興、発展に寄与してきた。

### (イ) 京都市陶磁器試験場の設置

明治29年（1896）に我が国初の陶磁器試験研究機関として設置し、様々な科学技術の研究や陶磁器の試作を行い、陶磁器関係者の指導、育成に大きな役割を果たした。

### (ロ) 京都市染織試験場や京都市工業試験場の設置

大正5年（1916）に西陣織物同業組合から輸出向織物製造の指導奨励等に使用していた施設の寄贈を受け、京都市染織試験場（現在の京都市産業技術研究所繊維技術センター）を、大正9年（1920）に京都市工業研究所（京都市工業試験場を経て、現在は京都市産業技術研究所工業技術センター）を設置した。これらの施設は「みやこ技塾」等の技術者の研修制度や相談体制の強化など、伝統産業の技術面の発展に大きく貢献している。

### (ハ) 京都市伝統技術功労者顕彰制度の創設

長年にわたり、伝統技術の維持発展に尽くした技術者を表彰し、その技術の伝承と業界発展を実現する「京都市伝統技術功労者顕彰制度」を昭和42（1967）年度から実施し、平成20（2008）年度までに1162名を顕彰している。被表彰者で「京の伝統産業春秋会」を組織し、伝統産業技術功労者作品展などの事業を実施するなど、伝統産業の振興、発展に大きく役立っている。

### (ニ) 京都市伝統産業技術後継者育成事業の実施

昭和42（1967）年度から伝統産業の中で、特に後継者不足の著しい業種に入職した若手技術者を支援するため、京都市伝統産業技術後継者育英事業（平成15（2003）年度からは「京都市伝統的技術後継者育成制度」）を創設し、育英資金及び育成資金を交付するなど、技術取得の支援と業界の発展を図っている。また、旧育英資金及び育成資金の受給者で、「京の伝統産業わかば会」を組織し、様々な研修事業や作品展を実施するなど、支給後も様々なフォローアップ施策を展開しており、後継者の確保に大きく貢献している。

### (ホ) 伝統産業課や京都伝統産業会館の設置

昭和49（1974）年度に本市の伝統産業振興を担う組織として、京都市伝

統産業課を設置し、昭和51（1976）年度に京都伝統産業会館（その後「京都伝統産業ふれあい館」として継承）を開館した。これらは全国的にみても画期的な組織、施設であり、その専門性を生かし、伝統産業活性化の中心的機関として重要な役割を果たしてきた。

#### **(4) 小規模業種に対する支援**

小規模産地の調査を昭和53（1978）年から54（1979）年にかけて実施し、その中でも特に組織化していない業種を「京都市伝統工芸連絡懇話会」として組織化し、その振興、発展に努めてきた。

また、平成14（2002）年度には、これらの希少で貴重な工芸品を製造している店舗を市長が奨励する「京都市京の手しごと工芸品製造店舗推奨制度」を創設し、小規模業種の振興、発展に大きく寄与している。

#### **(5) 京都伝統産業ふれあい館の設置**

京都の伝統産業を体系的に紹介する伝統産業の振興拠点として平成8（1996）年7月に京都市勧業館地下1階に「京都伝統産業ふれあい館」を設置し、常設展示場やギャラリーでの伝統工芸品の展示等を実施し、伝統産業の発信に取り組んでいる。

#### **(6) 「伝統産業の日」の制定**

平成13（2001）年度に春分の日を「伝統産業の日」に制定し、平成14（2002）年度から「伝統産業の日」を中心に、伝統産業の素晴らしさを広く国内外に発信するため、様々な事業を実施し、伝統産業の振興、発展に大きく貢献している。

#### **(7) 京都市伝統産業振興館（四条京町家）の設置**

平成14（2002）年度には「京都市伝統産業振興館（四条京町家）」を整備し、京町家の風情を生かし、工芸品の展示等を行い、市民や観光客に公開するとともに、伝統産業従事者と消費者が集い、交流する場として活用している。



### 3 京都市の歴史的風致の維持及び向上に関する現状と課題

#### (1) 歴史的建造物の課題

京都のまちなか景観の基盤を構成し、歴史的風致の重要な構成要素であり、京都のまちの歴史と文化の象徴ともいえる京町家等が日ごとに消失し続けている。

平成10年に行った「京町家まちづくり調査」では、約2万8000軒の京町家が確認されているが、その後の追跡調査により、都心部において年間約2%の割合で町家が失われていることが判明した。単純計算で、およそ50年後には京町家が姿を消してしまうことになる。

高度経済成長期以降、家族の形やライフスタイルが変わり、職住分離が当たり前になった産業構造の変化など、現代社会の大きな変化が、町家を残すことが難しい要因となっている。

更に、平成15年度京町家まちづくり調査から、京町家居住者の多くが住み続ける上での問題点として、耐震化・防火性の問題、維持修繕費用の問題、周辺がビル・マンション化して住みづらい、相続税の問題などを挙げており、様々な要素により町家の維持を困難にしていることがわかっている。かつては大工をはじめ左官、建具屋などが各町内に住んでいることが多く、それらの人々が町内の町家の補修やメンテナンスを施し、町家の維持に貢献してきたが、産業形態の変化とともにそれらの仕事に従事する居住者が減ったことも町家の維持を困難にしている。

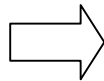


写真3-21 四條烏丸から比叡山を見る(昭和10(1935)年頃)

写真3-22 四條烏丸から比叡山を見る(平成20(2008)年)

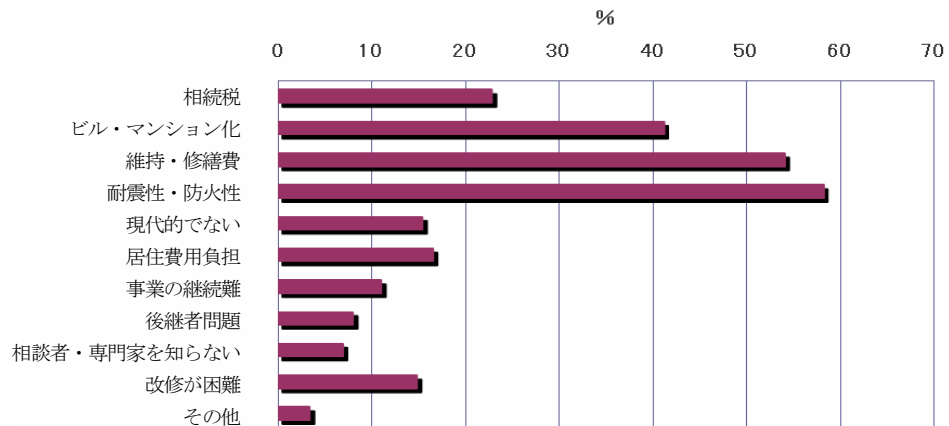


図3-5 京町家に住む上での問題点(「平成15年度京町家まちづくり調査」)

## (2) 歴史的町並みの課題

景観に大きな影響を及ぼすものに電線、電柱類がひしめく「通り」がある。この電線、電柱類が歴史都市・京都の伝統と趣のある町並みを大きく阻害しており、これまでから、京都の美しさを取り戻すため、幹線街路に加えて伝統的建造物群保存地区など歴史的な町並みに配慮すべき区域や世界遺産周辺などにおいて無電柱化事業を進めてきた。

しかし、京都における歴史的な町並みに配慮すべき地区は多く、無電柱化はまだ緒についたばかりである。

また、文化財をはじめとした伝統的な建造物は火災や地震などの災害に対し脆弱であり、防災上の観点からもまちづくりを進めることが重要であることから、防災拠点施設の整備とともに、地域単位での防災意識を高めていくことが求められる。

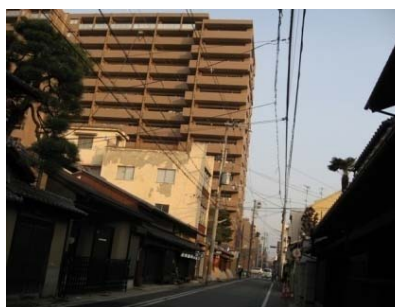


写真3-23 町家と高層建築物



写真3-24 景観を阻害する電柱類

### (3) 地域まちづくりの課題

京都の都心部では、多くの人が集まり、交流する中から、産業が生まれ、その産業を生業とする人々の定住が進んだ。そして定住者の生活を支える産業が形成され、そこに新たな職を求めて新たな人が入ってくるという、定住と産業が相互にかかわりながら拡大してきた歴史がある。

既存事業者や住民は新しい人々を受け入れ、経済的な豊かさを維持し、その豊かな生活が祭りなどの文化を育てた。そして、より豊かに住むための工夫が町家の奥深い魅力をつくり、安心して住み続けるための知恵がコミュニティの絆を深め、京都を日本文化の重層的な集積地へと高めていった。

このようにして京都は密度の高い都心居住が保たれ、互いに関わり合いながら暮らす人々の営みによりコミュニティが成熟されたことで、伝統的な町並みや同業者町の形成に代表される京都らしい都市空間が形づくられると共に、町内会や元学区を単位としたコミュニティが祭などの生活文化を支え、京町家でのくらしに代表される京都の生活文化を伝えてきた。

しかし、新たに建設された中高層のオフィスやマンションなどが京都の町並みの原風景である低層木造建築物が連続する姿を次第に変容させるとともに、伝統産業の低迷による事業所の転廃業等も重なり、職住共存の居住形態や生活様式が変化している。

また、マンション建設等により、地域の居住人口は増加しているが、地域コミュニティは衰退し、新たな地域の担い手が少なくなり、地域内の住民の交流の促進機能、生活文化の維持・継承機能が弱まっている。

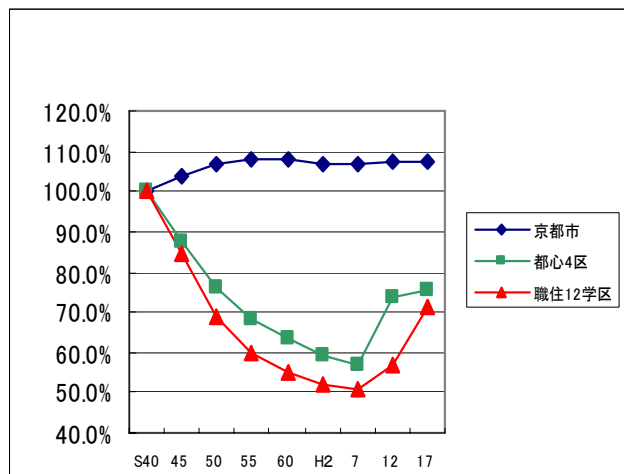


図3-6 人口の推移 (昭和40年を100とした値)

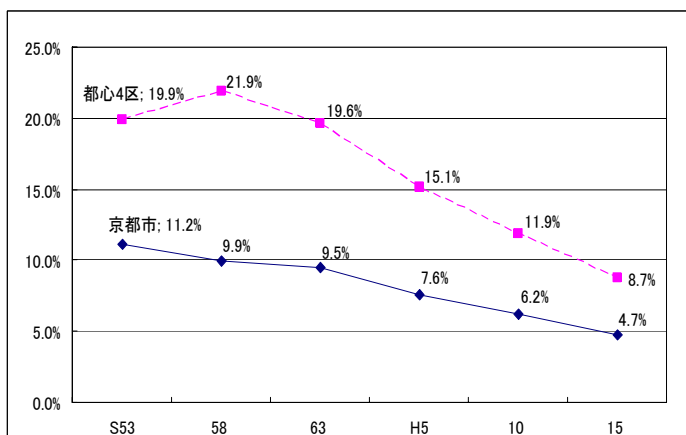


図3-7 併用住宅率の推移

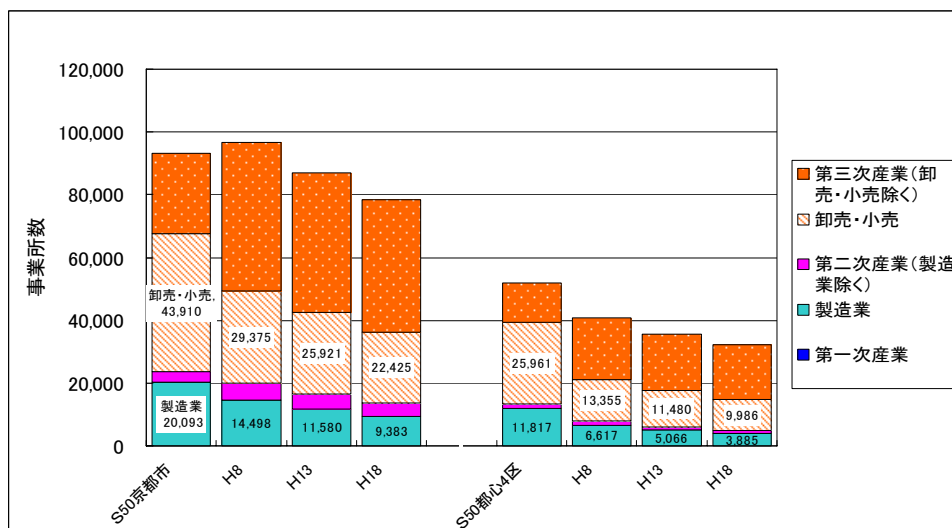


図3-8 事業所数の変化

#### (4) 歴史的風致をとりまく自然環境の課題

京都の人々は暮らしの中で、周辺の森林と密接な関係を保ちながら、多様な森を守ってきた。その結果、森に蓄えられる水を守り、そして川を守り、人は自然生態系の中でその恩恵を受けてきた。そして、それらの森や川は山紫水明と称される美しい京都の基盤を形成してきた。京都にとって京都盆地周辺の森林は、伝統祭事、伝統工芸品から歴史的建造物に至るまでこれらに不可欠な木材の供給源というだけでなく、美しい景観の重要な構成要素であり、また、書画や詩の題材として、茶道・華道の中心テーマとして、さらには、西陣織や京友禅、京焼などの伝統産業のモチーフとして愛され、京都の人々の美意識を育んできた。それが京都の伝統文化、伝統産業に影響を与え、京都の歴史的風致に欠かせない存在になっている。

本来、京都盆地周辺の森林はカシ類などの照葉樹を中心とした森林であったが、平安時代以降、人が、土木・建築用材や燃料用の薪炭、落葉等、様々な形で森林を利用した結果、植生のほとんどない禿げ山も珍しくなかったが、当時の森林は、アカマツ林を主とした遷移の途中段階を保った多様な植生で維持されていた。

しかし、現在、京都の人々の暮らしが森林と密接な関係を持たなくなったため、京都盆地周辺の森林の植生が変化してきている。

外材輸入や建築様式の変化によって、木材価格が低迷し、国内林業は壊滅的打撃を受け、スギやヒノキの人工林は、手入れの行き届かない放置森林となるものが増えてきている。そして、化石燃料の普及によって、人は薪炭等の燃料を森林に求めることがなくなり、石油製品の普及によって、様々な形で利用されてきた多種多様の樹木を森林に求めることがなくなっている。結果として、マツ枯れや植生遷移によって、シイ・カシ類などの常緑樹が優先する森林が拡大している。そこでは、林内の光環境の悪化による生物多様性の後退や、景観的には四季の彩りを感じさせることが少なくなるなど、森林が持つ多面的機能が減退している。また、マツ枯れやナラ枯れの発生、シカの食害による森林植生への影響や景観への影響が顕著に現れるなど、様々な問題が露呈してきている。例えば、伝統行事への影響として「京都五山送り火」の護摩木として欠くことのできないアカマツもマツ枯れに



写真3-25 シイノキが開花し、まだらに見える大文字



写真3-26 松くい虫被害が広がる小倉山山頂付近



より不足していることがあげられる。

また、三方の山々の山麓部等は古都保存法に基づく歴史的風土特別保存地区に指定され、凍結的な保存を行っている地域もある。これらの地域のうち、京都市が買い入れた土地もあるが、維持管理が十分に行き届いていない場所もあり、歴史的風土の保存にも望ましくない影響が現われている。

このような状況を放置すれば、歴史的風致の一つである北山林業をはじめ、京都が育んできた歴史と伝統ある歴史的風致全体に大きな影響を与えることとなる。

## (5) 歴史的風致をとりまく市街地環境の課題

都市景観とは、あらゆる都市活動によって顕在化する都市の姿であると言え、第2章において示している良好な市街地環境をもたらす都市景観とは自動車が渋滞するようなまちではなく、歩行者のにぎわいによる「人が主役」のまちこそふさわしく、歩行者と公共交通優先の「歩いて楽しいまち」の姿が京都の歴史的風致をとりまく環境にふさわしい。

この「歩いて楽しいまち」とは、歴史的風致の構成要素である歴史文化資産や自然環境と調和した歩く魅力があるまち、だれもが歩きたくなるような安全・快適な交通環境が整ったまち、来訪者にとっても歩くことによってその価値をより深く楽しむことができるまちのことである。

しかし、春秋の観光シーズンを中心に多くの観光客が訪れ、観光地や都心部では、渋滞が引き起こされるとともに、京都の都市構造の特徴であり、歴史的風致の基盤を構成する細街路に流入する通過交通も多く、狭い歩道を多くの人々が行き交わざるを得ないという状況が生じ、市民生活にも影響を及ぼしている。

また、京都は概ね平坦な土地であることもあり、自転車の交通分担率が高く、鉄道駅周辺や都心部の繁華街などでは、放置自転車等が目立ち、京都の歴史的風致をとりまく環境に影響が出ており、これらの交通対策が求められている。



写真3-27 都心部での交通渋滞

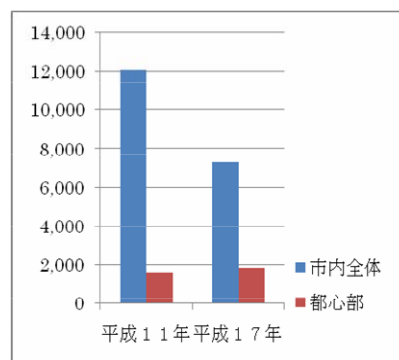


図3-9 放置自転車台数の推移

## (6) 文化芸術の課題

京都において文化は、人々の日常生活とかけ離れた特別なものとして存在してきたのではなく、日々の暮らしや、生活の場である地域に根付き、その中に深く浸透しながら存在・発展してきた。

しかしながら、現在、グローバリズムの進展、社会状況の変化等により、人々の暮らしぶりや生活環境の変貌が進む中で、人々の暮らしや地域と文化芸術との密接な関係が薄れていくことが危惧されている。また、行政だけでなく、関係機関や大学、企業等が、京都の文化芸術を支える力としてそれぞれの特色ある取組を進めながら、それらの力が必ずしも一つの力に結びついていない。

今日、文化芸術には、人々や社会に与える影響力があり、こうした文化の持つ力が「国の力」であることが世界的に認識されはじめてきている。このため、世界各国で文化力を高めることで、社会を活性化し国の魅力を高めて世界からの評価を高めようという文化政策における国際競争が展開されつつある。

そのような「文化芸術によるまちづくり」の動きが進められる中で、更なる取組の展開がなければ文化芸術に係る相対的な取組の遅れが生じかねない。

## (7) 伝統産業の課題

生活様式の洋風化、海外等への生産拠点の移転による産地の空洞化、職人の高齢化、不況の長期化などによる需要の低迷、経済のグローバル化による海外製品の大量流入、国内の他の産地や海外との厳しい価格競争などにより、京都の伝統産業を取り巻く環境は多くの業種において、かつてない厳しい状況にある。

業界によって異なるものの、昭和45（1970）年から昭和55（1980）年前半をピークにして、出荷額は激減している。特に、和装産業の出荷額は、西陣織がピーク時の昭和58（1983）年と比較して平成17（2005）年は12.0%、京友禅がピークの昭和55（1980）年と比較して21.6%となっている。また、生産量では、京友禅は、ピークの昭和46（1971）年と比較すると約5%まで落ち込んでいる。また、後継者についても、平成15（2003）年度の京都市ものづくり産業調査の「後継者に関するアンケート」で、繊維関連業種（繊維関連業種3,425件のうち、2,926件（85.4%）が和装関連業種（平成18年11月現在）の事業者は、「事業継承したいが後継者がいない」は23.3%、「事業継承については未定・分からない」は43.9%となっており、更には、このように回答した事業者のうち64.8%が今後「廃業する」と答えている。

これまでから職人の高齢化が問題となっているが、それと共に、技術を受け継ぐ職人の養成にはかなりの期間を要することから、職人の養成方法、就業の入口づくりなどが望まれる。

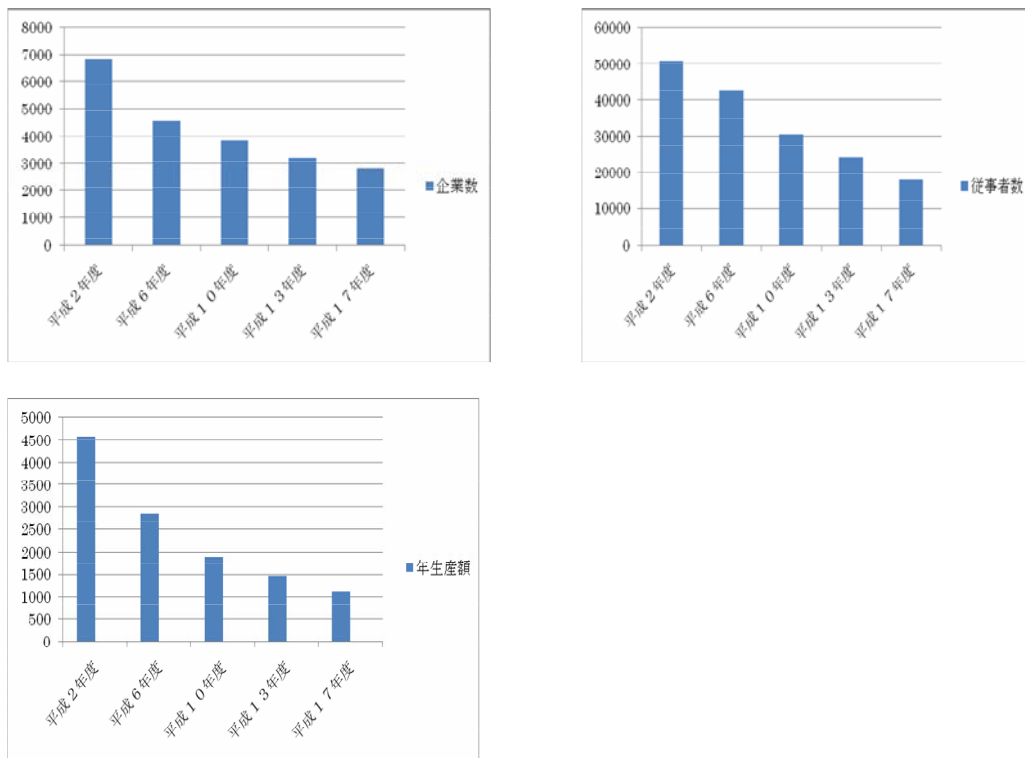


図3-10 伝統的工艺品（国指定17品目） 企業数・従事者数・年生産額の推移

## 4 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

### (1) 上位計画及び関連計画と歴史的風致

京都市は、昭和53年（1978）の「世界文化自由都市宣言」において、『京都は、古い文化遺産と美しい自然景観を保持してきた千年の都であるが、今日においては、ただ過去の栄光のみを誇り、孤立して生きるべきではない。広く世界と文化的に交わることによって、優れた文化を創造し続ける永久に新しい文化都市でなければならない。』と目指すべき都市の理想像を掲げた。

そして、同宣言を基調に、平成11年（1999）に、21世紀の京都のまちづくりの方針を理念的に示す長期構想として「京都市基本構想（2001～2025）」を策定した。

本構想は、都市としての魅力と活力を持ち続けるために「安らぎのある暮らし」と「華やぎのあるまち」という目標を掲げ、「信頼」を基礎に社会の再構築を目指している。このうち、「華やぎのあるまち」の中で、『京都が培ってきたあらゆる文化資源を今まで以上に生かしていく必要がある』とし、目指すべきまちづくりの方針を示している。

#### 華やぎのあるまち（京都市基本構想抜粋（要約））

これまでに生み出され、培われ、磨き上げられてきた市民文化をさらに成熟した文化にするためには、神社仏閣や仏像・絵巻物などの有形の文化財、伝統芸能や季節ごとの行事などの無形の文化財、緑豊かな自然や歴史をたっぷり包み込んだ美しい町家と町並み、創造性の高い大学や研究機関、伝統産業から先端技術産業まで優れた技術力を蓄積してきた企業群、ひとびとの心のよりどころとなってきた宗教文化、市民の日常生活に深く浸透している伝統工芸、茶道や華道などの伝統文化、高い水準を維持してきた芸術文化、さらには市民がもつ独特の美的感覚や暮らしの知恵など、京都が培ってきたあらゆる文化資源の間で活発な交流を起し、広く国内外との多彩な交流を通じて、それらを今まで以上に生かしていく必要がある。

そして、『地域の個性や自然的・歴史的な条件を十分に考慮して、「保全・再生・創造」を基本としたまちづくりを進める』として、まちの基盤づくりの方針を示している。

この中で、『永い歴史に支えられた自然的風土である三方の山々、文化財や史跡の点在する山麓部、そしてゆとりと景観に恵まれた住宅地の一帯は、自然と歴史的な景観の保全に努める。伝統的な町家や町並みが数多く維持され、商業・業務機能が集積し、職・住・文・遊が織り重なる歴史豊かな市街地は、調和を基調とする都心の再生に努める』と具体的なまちづくりの方向性を示している。

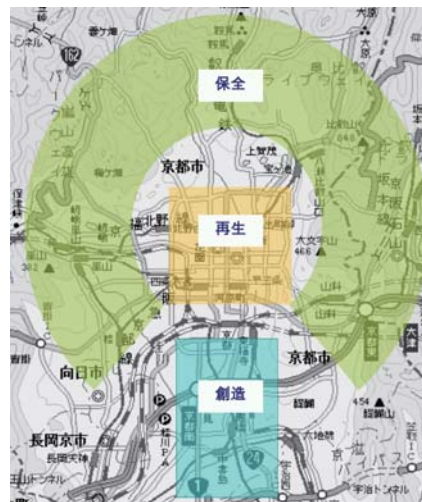
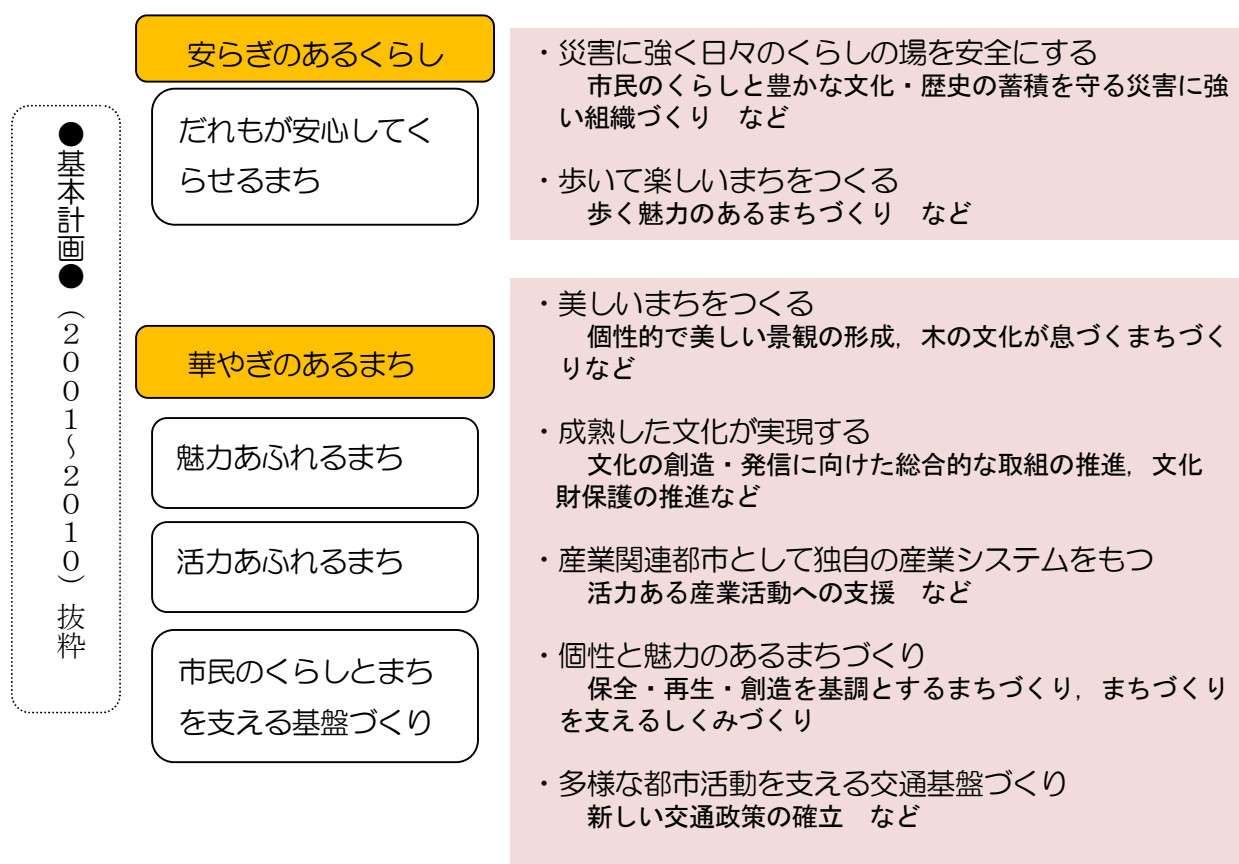


図3-11 保全・再生・創造



この基本構想の具体化のための主要な政策を示した京都市基本計画を平成13年(2001)に策定した。



この基本計画の実現に向け、本市においては部門別計画を策定しており、本計画に関連する本市の計画は以下のとおりである。

「京都市都市計画マスタープラン」(2001~2010)

「京都市景観計画」

「歩くまち・京都」総合交通戦略(仮称・策定中)(2009~)

「京都文化芸術都市創生計画」(2007~2016)

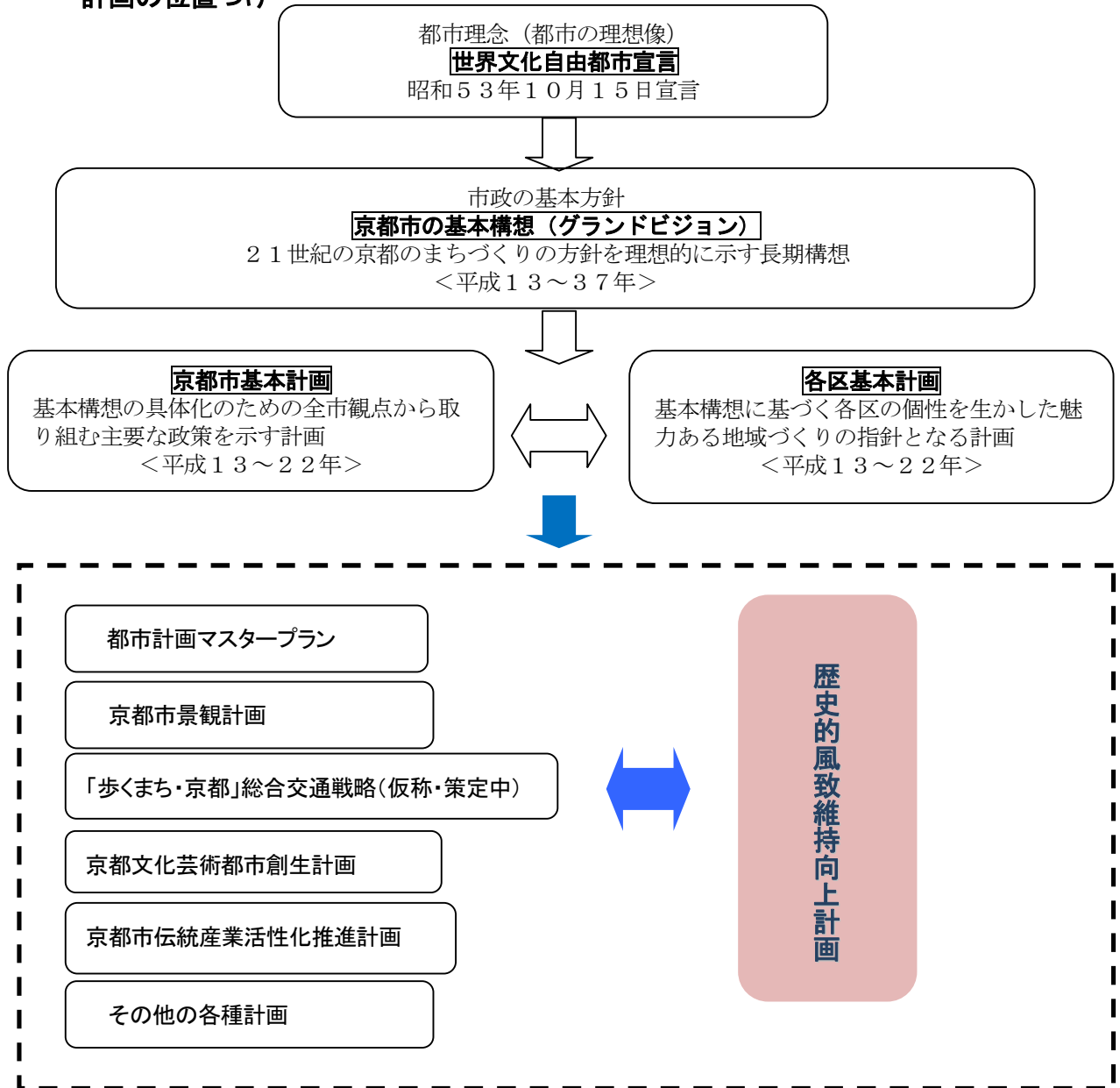
「京都市伝統産業活性化推進計画」(2006~2011)

その他の各種計画

京都市の歴史的風致の維持及び向上を図ることは、京都市基本構想に示すまちづくりの方針に沿ったものであり、本計画に基づく施策を推進することは、京都市が目指す都市の実現につながるものである。

基本構想そして基本計画、さらには、京都市都市計画マスタープラン、景観計画をはじめとする各分野別計画との整合を図り、京都市における歴史まちづくりを推進する。

## 計画の位置づけ



## (2) 基本方針

- ア 歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりを推進する。
- イ 歴史都市・京都にふさわしい風情や品格のあるまちづくりを推進する。
- ウ 地域力によるまちづくりを推進する。
- エ 自然と共生し、「木の文化」を大切にするまちづくりを推進する。
- オ 人が主役の歩いて楽しいまちづくりを推進する。
- カ 文化芸術を活かしたまちづくりを推進する。
- キ 伝統産業を活かしたまちづくりを推進する。

## (3) 実現のための方策

### ア 歴史的建造物等に対する既存の保全制度や取組の継続・拡充

京都は、わが国のみならず世界を代表する歴史都市であり、それを構成する世界文化遺産をはじめとする様々な歴史的建造物や史跡名勝、更には、群をなす優れた伝統的建造物など、市内に点在する歴史遺産を積極的に保存し、活用を図る。

また、これら歴史遺産の周辺には、京町家をはじめとする歴史的建造物が点在し、風情ある町並み景観を形成するとともに、伝統文化や伝統技術を継承するうえにおいても重要な役割を果たしており、積極的にこれらの建造物の保全・再生を図る。

これまで、文化財の指定・登録をしているものについては、文化財保護法及び京都市文化財保護条例に基づき、保存と活用に努めているが、京都府近代和風建築総合調査・京町家まちづくり調査などにより把握が期待される未指定文化財の指定・登録を推進する。

歴史遺産の周辺にある歴史的建造物については、京都市独自の歴史的景観保全修景地区及び界わい景観整備地区の両制度や街なみ環境整備事業制度の活用、京都市独自の指定制度である歴史的意匠建造物や景観重要建造物の指定により、京町家などの伝統的な建造物による町並みの保全・整備を推進してきたが、これまでの取組を歴史まちづくりの一環として捉え、更なる歴史的建造物の保全・整備を推進する。

また、京都における歴史的風致の重要な構成要素である京町家について、「京町家まちづくり調査」を行い、その調査結果を踏まえながら景観重要建造物や歴史的風致形成建造物の指定を推進し、更には、年々減少する京町家の保全に関し、民間事業者等による京町家の活用を推進するため、「京町家を活用したい人」、「京町家に住みたい人」と「京町家を残していきたい所有者」の需要と供給のマッチングを図る新たな仕組づくりの検討などを行う。

### イ 景観の保全・再生施策や周辺環境の整備の推進

#### (7) 景観の保全・再生施策の推進

京都市では、『2 歴史的風致の維持向上に関するこれまでの取組』に述べてきたように、様々な手法を駆使して歴史都市・京都の町並みの保全・再生に取り組んできた。とりわけ、これまでの景観政策を転換し、思い切った規制強化を含む総合的な景観政策として、地域の特性を踏まえた建築物の高さ規制やデザイン規制、眺望景観の保全、屋外広告物対策、歴史的建造物の保全を柱とした新景観政策を平成19年9月から実施している。今後とも、この新景観政策を着実に推進するとともに、更に進化させ、歴史的風致の維持向上を図る。

#### (イ) 公共施設整備による周辺環境の整備

歴史的風致を形成する重要な要素である道路や公園などの環境整備を図る。

具体的には、日本文化の象徴である歴史都市・京都を「電線のない美しいまち」とするため、道路の無電柱化や美装化に取り組み、町並みと道路空間が一体となった歴史的空間の環境整備を図る。併せて、歴史的風致と調和する道路空間のデザイン指針の検討などによる美しい道づくりや歴史的風致を紹介する案内標識の整備、都市公園の整備など公共空間の整備を推進し、歴史的建造物等と一体となった歴史的環境の向上を図るとともに、誰もがまちの美しさを実感できる「世界一美しいまち・京都」の取組を推進する。

#### (ウ) 周辺の町並みと調和する防災機能の向上

歴史資産と周辺の町並みを一体的に守るため、市民の力、伝統に育まれた地域力を生かして地域の自主防災活動の充実、歴史的な町並みの保全・再生、そして防災機能の向上を図り、地域住民とともに防災まちづくりを推進する。

### ウ 地域で取り組むまちづくりの推進

地域内の交流を促進し、生活文化を継承していくことが、京都固有の町並みやそこで営まれる様々な活動を維持向上させる上でも重要である。そのためには、地域コミュニティを活性化し、歴史や文化等の地域の特徴を活かした住民主体のまちづくり活動を活発にする必要がある。

これまでから京都市では、“いきいき元気な交流都心・新たな京町家街の創造”をスローガンに、職住共存地区を都心再生を図る先導地区として、地区計画制度を活用して、住民自らが地域まちづくりビジョンを策定する取組を推進している。

併せて、景観整備機構に指定した財団法人京都市景観・まちづくりセンターにおいて、住民・企業・行政の主体的な取組と協働を推進するための住民による「地域自治」を展望するセミナーの開催や相談事業など、人的ネットワークを活用しながら景観・まちづくり活動の推進事業を行ってきている。

今後さらに、地域住民の協働によるきめ細かなまちづくりの実現に向けた取組に対して、財団法人京都市景観・まちづくりセンターと連携しながら、これらの取

組の拡充を図り、地域における歴史まちづくりの取組を推進していく。

## エ 豊かな自然を守り育てる取組の推進

「木の文化」を育んできた三方の山々の保全・再生は、森林所有者をはじめ、市民・事業者など多様な主体が森林に関わりを持ち、積極的に利活用することにより実現される。そのため、環境モデル都市として国の選定を受けた本市が策定した「環境モデル都市行動計画」の中に示すシンボルプロジェクトの一つである「木の文化を大切にすまちなち・京都」の実現に向け、市民・事業者・行政が協力して、山紫水明の豊かな自然を守るとともに、山間地等の自然を守る取組を推進する。

この取組の中で、市内産木材の利用を促進する「京の山杣人（そまびと）工房」、 「みやこ杣木（そまぎ）」事業の推進、間伐材のガードレール等への活用、そして公共施設の木造化の率先的推進を目指すとともに、公共建築物での利用の拡大により、民間建築物における市内産木材の利用促進の誘導を掲げており、積極的に公共施設等へ市内産木材の活用を図っていく。併せて、市内産木材を京町家などの歴史的建築物や工芸、伝統祭事に地域産木材を利用する地産地消の仕組を構築するとともに、市民が森林や木材に親しむなどの森林と都市の新たな関係作りを目指している。

また、この取組の一つとして、三山の森林林相のあるべき方向性を明確にした、三山森林景観保全・再生ガイドラインを作成し、市民が三山の森林において、積極的な森林景観保全・再生活動に取り組む際の指針として、また、樹種の変更や伐採、植樹等の森林の現状変更行為の規制と誘導に係る指針として、更には歴史的風土特別保存地区買入地等の京都市所有地での維持管理のアクションプランとして活用を図っていく。

## オ 「歩くまち・京都」の取組の推進

歴史的風致をとりまく市街地環境の保全を図るため、ゆったりと歴史や伝統を感じることができ、歩く魅力のあるまちづくりの推進を図る。

その取組として、歩行者と公共交通優先の「歩いて楽しいまち」を実現するため、都心地域における交通環境の改善や交通渋滞が起きている現状について、環境保全の観点も踏まえ、「人が主役の魅力あるまちづくり」を推進し、その改善を図る。

具体的には、京都の魅力と活力が凝縮した歴史的都心地区（四条通、河原町通、御池通及び烏丸通に囲まれた地区）において、京都市のメインストリートである四条通のトランジットモール化や、細街路における通過交通の抑制など自動車流入を抑制し、歩行者と公共交通を優先する「歩いて楽しいまちなか戦略」の推進や、四季を通じて多くの観光客が訪れ、また東山区民の生活道路である、東大路通（三条～七条）において、車線構成の見直しによる安心・安全で快適な歩行空間の創出、それに伴う無電柱化の推進のほか、観光シーズンに実施してきたパークアンドライ



ドの実施箇所等の拡大，自転車利用環境の整備を推進していく。

## **カ 文化の保存・継承・発展・発信**

京都の優れた文化芸術を将来に向けて更に振興し，京都のまちを，より一層魅力に満ちた文化芸術都市にすることを目指した取組を進めていく。

具体的には，文化芸術が市民に一層身近なものとなり，尊重されるよう，暮らしの文化に対する市民の関心と理解を深めるための取組や，身近な場所において芸術家と交流することを目的とする催しの実施などにより，市民が文化芸術に親しむことができるような取組，文化芸術の次代の担い手を育てるため，子供の頃から文化芸術を身近に感じ，心から楽しめる感性を育む取組，更には伝統的な文化芸術及びこれを支える技術を保存し，継承するとともに，市民をはじめ広く国内外の人々が伝統的な文化芸術を体験することができる機会を拡大するための取組を進める。

また，京都の歴史と伝統を彩る茶道・華道・伝統芸術をはじめとした「和の文化」の魅力を，あらゆる機会を通じて国内外へ発信する取組を進める。

## **キ 伝統的な産業や農林業の活性化の推進**

伝統産業を通じて，日本独自の伝統文化の継承を図るため，学校教育や生涯学習において，伝統産業についての体験教室の実施など，児童や生徒をはじめ，広く市民に伝統産業に親しんでもらう取組や伝統産業の魅力を伝えるため，観光事業等と連携を図り，市民や観光客が伝統産業に触れる機会を作るとともに，全国に向けた効果的な情報発信に取り組む。

また，伝統産業が持つ高度な技術や貴重な技法を次の世代へ継承するための取組，後継者の育成のための取組，市民が伝統産業に触れ，事業者が技術の研究や交流ができるよう，京都伝統産業ふれあい館など，伝統産業の活性化を推進するための拠点となる施設の機能の充実を図る。

そして，伝統産業の振興に関し，優れた成果や功績のあった技術者の表彰や将来において優れた成果を収めることが期待される伝統産業に従事する若手技術者の奨励などにより，伝統産業の活性化の推進を図る。

併せて，和装産業をはじめとする伝統産業のほか，京野菜，北山丸太を産する農林業などの産業の振興施策を図っていく。